

## 令和6年4月から農用地区域の確認方法が変わります

### ◆変更の目的

これまで、農用地区域の確認については口頭での回答も行っておりましたが、情報伝達の齟齬防止のため、令和6年4月からすべて所定様式による受付・回答といたします。詳細は次のとおりとなります。

### ◆農用地区域の確認方法

	変更前 (～R6.3)				変更後 (R6.4～)			
受付	窓口	FAX	メール	電話	窓口	FAX	メール	電話
確認方法	窓口様式への調査対象地番記入	FAX 送信	メール送信	電話による調査対象地番確認	所定様式への調査対象地番記入	所定様式を用いたFAX送信	所定様式を用いたメール送信	
回答方法	口頭	FAX 送信 (文書)	メール送信 (文書)	口頭 (電話)	所定様式による回答 (回答の送付方法：郵送、窓口、メール)			
その他					参考情報として農用地区域情報を提供 (後日書面による回答を送付)			参考情報として農用地区域情報を提供

### ◆回答に要する期間

- ・所定様式の回答には受付日から起算して2週間ほどお時間をいただきます。
- ・電話での問合せにつきましては、「参考情報」として早急に回答いたします。

### ◆留意事項

- ・所定様式につきましては、農業企画課窓口に備え付けてあるもの、市HPに掲載されているものをご利用ください。

(市HP掲載場所：宇都宮市HP>産業・ビジネス>宇都宮の農業>農地>宇都宮農業振興地域整備計画)

- ・詳しくは右の連絡先、または農業企画課窓口にお問い合わせください。

宇都宮市役所経済部農業企画課  
 担い手・農地調整G 担当：小倉  
 TEL：028-632-2473  
 FAX：028-639-0619  
 メール：u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp